

## とやまエコ・ストア制度登録基準取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、とやまエコ・ストア制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、とやまエコ・ストア制度の登録基準の細目について必要な事項を定める。

(登録基準の細目)

第2条 要綱第2条第2号の規定による重点項目の取組みは、次の各号に掲げる重点項目の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) レジ袋無料配布廃止 別表1に定める基準
- (2) 資源物の店頭回収 別表2に定める基準
- (3) 環境に配慮した空調温度設定及び環境配慮型商品の販売促進・取扱い  
別表3(1)及び(2)に定める基準
- (4) プラスチックトレイの削減・転換 別表4に定める基準

別表1（第2条第1号関係）

下表の左欄の項目に取り組むとともに、原則として毎年1回、会長が別に定める期日までに、右欄の項目について会長に取組実績等を情報提供すること。

取組内容	情報提供項目
<ul style="list-style-type: none"><li>・ レジ袋無料配布廃止</li><li>・ 収益金の地域の環境保全団体等への寄附</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ マイバッグ持参率</li><li>・ レジ袋削減枚数</li><li>・ 収益金寄附状況</li><li>・ その他、会長が必要と認める事項</li></ul>

別表2（第2条第2号関係）

下表の左欄に掲げる業種ごとに、左中欄に掲げる品目について、右中欄に掲げる項目に取り組むとともに、原則として毎年1回、会長が別に定める期日までに右欄の項目について会長に取組実績等を情報提供すること。

業種	店頭回収品目	取組内容	情報提供項目
スーパー	①白色トレイ ②牛乳パック ③ペットボトル ④アルミ缶 ⑤スチール缶 ⑥透明トレイ ⑦有色トレイ ⑧その他	・左記の品目のうち、白色トレイ、牛乳パックを含む2以上の品目を店頭回収すること。	・白色トレイ及び牛乳パックの回収量（重量又は数量） ・上記以外の回収品目のうち把握可能なものの回収量（重量又は数量） 〔・なお、白色トレイについては、その回収率の報告に努めること。〕
クリーニング店	・ハンガー	・ハンガーを店頭回収すること。	・ハンガーの回収量（重量又は数量）
書店	・古本、古雑誌等	・古本、古雑誌等を店頭回収すること。	・古本、古雑誌等の回収量（重量又は数量）
衣料品店	・古着	・古着を店頭回収すること。	・古着の回収量（重量又は数量）
花卉小売業	・花器	・花器を店頭回収すること。	・花器の回収量（重量又は数量）
ドラッグストア、ホームセンター、電器店、文具店、生活協同組合、酒店、物産品小売店（サービスエリア等）	①空きびん ②アルミ缶 ③スチール缶 ④使用済み電池 ⑤トナーカートリッジ ⑥インクカートリッジ ⑦テープカートリッジ ⑧飲料用紙製容器 ⑨紙製容器（⑧を除く。） ⑩その他	・左記の品目のうち、登録を受けようとする店舗における販売商品に関連する品目について、2以上の品目を店頭回収すること。	・店頭回収品目ごとの回収量（重量又は数量）

<p>商店街又はそれに類する商業施設の集合（以下「商店街等」という。）</p>		<p>次の①又は②のいずれかの取組みを実施していること。</p> <p>①共同資源物回収 全加盟店が共同で、“商店街等”が主体となつて行う古紙、古布等の資源物の回収 ※常設か否かは問わない ※1店舗（又は1テナント）が単独で行う回収は含まない</p> <p>②フリーマーケットの開催 ※開催主催は商店街等であり、県民からなんらかの資源物の持ち込みが得られるもの</p>	<p>・店頭回収品目及び品目ごとの回収量</p>
<p>その他の業種</p>	<p>・業種、業態に応じた品目を店頭回収し、上記に準じた取組みであると会長が認めること。</p>		<p>・店頭回収品目ごとの回収量（重量又は数量）</p>

別表3（第2条第3号関係）

（1）環境に配慮した空調温度設定関係

下表の左欄の項目に取り組むとともに、原則として毎年1回、会長が別に定める期日までに、右欄に掲げる項目について会長に取組実績等を情報提供すること。

取組内容	情報提供項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内空調温度（バックヤードを除く。）を夏季 26～28℃、冬季 17～22℃に設定すること。</li> <li>・空調温度及びその設定に伴うCO<sub>2</sub>削減効果を掲示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な空調温度設定を行わない場合と比して、適切な設定を行った場合の年間当たりのCO<sub>2</sub>削減量</li> </ul>

（2）環境配慮型商品の販売促進・取扱い及び食品ロス・食品廃棄物削減対策関係

下表の左欄に掲げる業種ごとに、中欄の項目に取り組むとともに、原則として毎年1回、会長が別に定める期日までに、右欄の項目について会長に取組実績等を情報提供すること。

業種	取組内容	情報提供項目
スーパー	<p>下記（1）及び（2）のいずれかの取組みを実施すること。</p> <p>（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録を受けようとする店舗（以下この表において「店舗」という。）において販売する次の品目のうち、半数以上の品目において、富山県産及び旬産（青果物に限る。）に関連する商品（⑤に掲げるその他加工食品・飲料については、富山県産の食材等を主原料とし、富山県内で製造されたものをいう。）を通年で取り扱うこと。</li> <li>①青果物（野菜、果物等）</li> <li>②穀物（米、麦等）</li> <li>③水産品（魚、貝類、干物等）</li> <li>④畜産品（肉、牛乳等）</li> <li>⑤その他加工食品・飲料</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県産及び旬産（青果物に限る。）に関連する商品を取り扱うこと及び当該商品の取扱いがCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> </ul>	<p>（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県産及び旬産（青果物に限る。）に関連する商品を通年で取り扱う品目の数及び品目ごとの主な商品の名称</li> </ul>

<p>スーパー</p>	<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録を受けようとする店舗（以下この表において「店舗」という。）において次の食品ロス対策等の取組みのうち、2以上の取組みを通年で実施すること。</li> <li>① 値引き販売、季節商品の予約販売等、商品の売りきり</li> <li>② ばら売りや量り売りの実施、小容量商品の展開</li> <li>③ 納品期限の緩和、販売期限の延長</li> <li>④ 普及啓発の実施（使いきりレシピの提供、冷蔵庫確認の呼びかけなど）</li> <li>⑤ 廃棄量、売価変更率等の情報の店舗内共有</li> <li>⑥ フードバンク活動への協力</li> <li>⑦ 食品廃棄物のリサイクル</li> <li>⑧ その他、食品ロス及び食品廃棄物削減の取組み</li> </ul>	<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス対策等の取組みの実施数と具体的な取組み内容</li> </ul>
<p>クリーニング店</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル又はリユースのハンガーを使用すること。</li> <li>・リサイクル又はリユースのハンガーを使用すること及び当該ハンガーの使用がCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル又はリユースのハンガーの使用量(重量又は数量)</li> </ul>

業種	取組内容	情報提供項目
ドラッグストア、生活協同組合	<p>下記（１）及び（２）のいずれかの取組みを実施すること。</p> <p>（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗において販売する次の品目のうち、半数以上の品目において、詰め替え商品を取り扱うこと。</li> <li>①シャンプー</li> <li>②リンス・トリートメント・コンディショナー</li> <li>③ボディソープ・石鹸・ハンドソープ</li> <li>④化粧品（ファンデーション・化粧水等）</li> <li>⑤洗濯洗剤・柔軟剤・衣類漂白剤</li> <li>⑥お風呂・トイレ洗剤</li> <li>⑦キッチン洗剤・漂白剤</li> <li>⑧掃除用洗剤（⑥⑦を除く。）</li> <li>⑨消臭剤・芳香剤</li> <li>⑩防虫剤・虫よけ</li> <li>⑪除菌剤</li> <li>⑫除湿剤・乾燥材</li> <li>⑬ティッシュ・ウェットティッシュ</li> <li>⑭インク・トナー</li> <li>⑮マジック・ボールペン・蛍光ペン</li> <li>⑯修正テープ・セロテープ等</li> <li>⑰のり・接着剤</li> <li>⑱消しゴム</li> <li>⑲ネームライター</li> <li>⑳その他</li> </ul> <li>・詰め替え商品を取り扱うこと及び当該商品の取扱いがCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> <p>（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録を受けようとする店舗（以下この表において「店舗」という。）において次の食品ロス対策等の取組みのうち、２以上の取組みを通年で実施すること。</li> <li>① 値引き販売、季節商品の予約販売等、商品の売りきり</li> <li>② ばら売りや量り売りの実施、小容量商品の展開</li> <li>③ 納品期限の緩和、販売期限の延長</li> <li>④ 普及啓発の実施（使いきりレシピの提供、冷蔵庫確認の呼びかけなど）</li> <li>⑤ 廃棄量、売価変更率等の情報の店舗内共有</li> <li>⑥ フードバンク活動への協力</li> <li>⑦ 食品廃棄物のリサイクル</li> <li>⑧ その他、食品ロス及び食品廃棄物削減の取組み</li> </ul>	<p>（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詰め替え商品を取り扱う品目の数及び品目ごとの主な商品の名称</li> </ul> <p>（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス対策等の取組みの実施数と具体的な取組み内容</li> </ul>

業種	取組内容	情報提供項目
ホームセンター、文具店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗において販売する次の品目のうち、半数以上の品目において、詰め替え商品を取り扱うこと。</li> <li>①シャンプー</li> <li>②リンス・トリートメント・コンディショナー</li> <li>③ボディソープ・石鹸・ハンドソープ</li> <li>④化粧品（ファンデーション・化粧水等）</li> <li>⑤洗濯洗剤・柔軟剤・衣類漂白剤</li> <li>⑥お風呂・トイレ洗剤</li> <li>⑦キッチン洗剤・漂白剤</li> <li>⑧掃除用洗剤（⑥⑦を除く。）</li> <li>⑨消臭剤・芳香剤</li> <li>⑩防虫剤・虫よけ</li> <li>⑪除菌剤</li> <li>⑫除湿剤・乾燥材</li> <li>⑬ティッシュ・ウエットティッシュ</li> <li>⑭インク・トナー</li> <li>⑮マジック・ボールペン・蛍光ペン</li> <li>⑯修正テープ・セロテープ等</li> <li>⑰のり・接着剤</li> <li>⑱消しゴム</li> <li>⑲ネームライター</li> <li>⑳その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詰め替え商品を取り扱うこと及び当該商品の取扱いがCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詰め替え商品を取り扱う品目の数及び品目ごとの主な商品の名称</li> </ul>
住宅用機器小売店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗において、次の品目のうち、半数以上の品目を取り扱うこと。</li> <li>①住宅用太陽光発電</li> <li>②高効率給湯器</li> <li>③太陽熱温水器</li> <li>④家庭用蓄電池</li> <li>⑤家庭用燃料電池</li> <li>⑥その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮型商品を取り扱うこと及び当該商品の取扱いがCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う品目の数及び品目ごとの主な商品の名称</li> </ul>

業種	取組内容	情報提供項目
<p>酒店</p>	<p>下記（１）及び（２）のいずれかの取組みを実施すること</p> <p>（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗において販売する次の品目のうち、半数以上の品目において、リユースびんの商品を取り扱うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①日本酒</li> <li>②ビール</li> <li>③牛乳</li> <li>④焼酎</li> <li>⑤サイダー・ジュース・炭酸飲料</li> <li>⑥ウイスキー</li> <li>⑦ワイン</li> <li>⑧その他</li> </ul> </li> <li>・リユースびんの商品を取り扱うこと及び当該商品の取扱いがCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> </ul> <p>（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録を受けようとする店舗（以下この表において「店舗」という。）において次の食品ロス対策等の取組みのうち、２以上の取組みを通年で実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 値引き販売、季節商品の予約販売等、商品の売りきり</li> <li>② ばら売りや量り売りの実施、小容量商品の展開</li> <li>③ 納品期限の緩和、販売期限の延長</li> <li>④ 普及啓発の実施（使いきりレシピの提供、冷蔵庫確認の呼びかけなど）</li> <li>⑤ 廃棄量、売価変更率等の情報の店舗内共有</li> <li>⑥ フードバンク活動への協力</li> <li>⑦ 食品廃棄物のリサイクル</li> <li>⑧ その他、食品ロス及び食品廃棄物削減の取組み</li> </ul> </li> </ul>	<p>（１）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リユースびんの商品を取り扱う品目の数及び品目ごとの主な商品の名称</li> </ul> <p>（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス対策等の取組みの実施数と具体的な取組み内容</li> </ul>



業種	取組内容	情報提供項目
花卉小売店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗において販売する次の品目のうち、1以上の品目において、富山県産の商品（④に掲げる堆肥等の園芸用品については、富山県産の材料を使用して富山県内で製造されたものをいう。）を通年で取り扱うこと。</li> <li>①花卉</li> <li>②苗</li> <li>③種・球根</li> <li>④堆肥等の園芸用品</li> <li>⑤その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県産の商品を取り扱うこと及び当該商品の取扱いがCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県産の商品を 通年で取り扱う品 目の数及び品目ご との主な商品の名 称</li> </ul>
書店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連書籍コーナーを設置し、当該コーナーにおいて環境関連書籍を販売すること。</li> <li>・環境関連書籍コーナーを設置すること及び当該コーナーの設置がCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連書籍コー ナーにおいて販売 する書籍の数及び 主な書籍の名称</li> </ul>

業種	取組内容	情報提供項目
百貨店・衣料品店	<p>・店舗において販売する次の品目のうち、半数以上の品目において、クールビズ及びウォームビズに関連する商品を取り扱うこと。</p> <p>&lt;クールビズ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①Yシャツ</li> <li>②ポロシャツ・Tシャツ</li> <li>③ブラウス・レディースシャツ</li> <li>④スーツ</li> <li>⑤ジャケット</li> <li>⑥パンツ・ボトムス</li> <li>⑦インナーウェア・下着・肌着</li> <li>⑧その他（礼服・パジャマなど）</li> </ul> <p>&lt;ウォームビズ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑨Yシャツ</li> <li>⑩ブラウス・レディースシャツ</li> <li>⑪セーター・ベスト</li> <li>⑫トレーナー</li> <li>⑬スーツ</li> <li>⑭ジャケット</li> <li>⑮パンツ・ボトムス</li> <li>⑯インナーウェア・下着・肌着（腹巻等）</li> <li>⑰タイツ・靴下</li> <li>⑱防寒小物（マフラー・ストール・ネックウォーマー・レッグウォーマー・手袋等）</li> <li>⑲防寒シューズ</li> <li>⑳その他（礼服・パジャマなど）</li> </ul> <p>・クールビズ及びウォームビズに関連する商品を取り扱うこと並びに当該商品の取扱いがCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</p>	<p>・クールビズ及びウォームビズに関連する商品を取り扱う品目の数及び品目ごとの主な商品の名称</p>

業種	取組内容	情報提供項目
電器店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗において販売する次の品目のうち、半数以上の品目において、省エネ製品（省エネルギーラベリング制度においてトップランナー基準達成率が100%以上の製品（グリーンマークの表示のあるもの）又はこれと同等以上の省エネルギー性能を有するものをいう。以下同じ。）を取り扱うこと。</li> <li>①エアコン</li> <li>②冷蔵庫</li> <li>③冷凍庫</li> <li>④照明（蛍光灯器具、LED照明等）</li> <li>⑤テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ等）</li> <li>⑥電気便座</li> <li>⑦DVDレコーダー</li> <li>⑧パソコン</li> <li>⑨HDD（磁気ディスク装置）</li> <li>⑩ジャー炊飯器</li> <li>⑪電子レンジ</li> <li>⑫ストーブ（石油、ガス等）</li> <li>⑬ガスコンロ・ガスオーブン</li> <li>⑭石油温水器</li> <li>⑮ガス温水器</li> <li>⑯その他（変圧器、ルーター、スイッチング機器等）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ製品を取り扱うこと及び当該製品の取扱いがCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ製品を取り扱う品目の数及び品目ごとの主な省エネ製品の名称</li> </ul>

業種	取組内容	情報提供項目
コンビニエンスストア	<p>下記（１）及び（２）のいずれかの取組みを実施すること</p> <p>（１）  店舗において、次のうち、半数以上の項目の環境配慮行動を実施していること。</p> <p>①容器軽量化商品等の取扱い  店舗において販売する次の品目のうち、半数以上で容器の軽量化、過剰包装の見直し等を行った容器減容化商品、生分解性材料・リサイクル材料の容器包装を用いた商品を取り扱っていること。  ア：弁当 イ：麺類 ウ：サラダ エ：惣菜等  オ：おにぎり、サンドイッチ類</p> <p>②カーボンオフセットの取組みの推進  排出権付き商品の取扱い、排出権とポイント交換等、カーボンオフセットの取組みを推進していること。</p> <p>③店舗照明のLED化  店舗内の全ての照明がLED化されていること。</p> <p>④マイカップ・マイボトル持参運動の実施  マイカップ・マイボトル対応の商品を販売していること。</p> <p>⑤詰め替え商品の取扱い  詰め替え商品を取り扱っていること。</p> <p>⑥地産地消又は旬産旬消（農産物に限る）関連商品の取扱い  富山県産の食材を用いたご当地弁当、おにぎり、農産物等の地産地消又は旬産旬消関連の商品を取り扱っていること。  ・上記の項目の環境配慮行動を実施していること及び当該環境配慮行動がCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</p> <p>（２）  ・登録を受けようとする店舗（以下この表において「店舗」という。）において次の食品ロス対策等の取組みのうち、２以上の取組みを通年で実施すること。</p> <p>① 値引き販売、季節商品の予約販売等、商品の売りきり  ② ばら売りや量り売りの実施、小容量商品の展開  ③ 納品期限の緩和、販売期限の延長  ④ 普及啓発の実施（使いきりレシピの提供、冷蔵庫確認の呼びかけなど）  ⑤ 廃棄量、売価変更率等の情報の店舗内共有  ⑥ フードバンク活動への協力  ⑦ 食品廃棄物のリサイクル  ⑧ その他、食品ロス及び食品廃棄物削減の取組み</p>	<p>（１）  ・左記のそれぞれの項目についての取扱商品数等</p> <p>（２）  ・食品ロス対策等の取組みの実施数と具体的な取組み内容</p>

業種	取組内容	情報提供項目
商店街等	<p>次の①及び②に掲げる環境配慮行動を実施していること。</p> <p>① 1店舗1エコ商品の推進 商店街等を構成する全ての小売店舗において、環境に配慮した商品等を取り扱っていること。</p> <p>② 商店街主体の低炭素化の取組みの推進 次の取組みのうち、少なくとも1項目以上に取り組むこと。</p> <p>ア 街路灯のLED化 街路灯をLED化していること。</p> <p>イ 壁面緑化/屋上緑化、遮光/断熱の実施 商店街等に加盟する店舗の壁面若しくは屋上又はアーケード等において、次のいずれかの取組みを実施していること。 ・緑化を実施していること ・遮光シート又は塗料、断熱材の導入等を実施していること</p> <p>ウ 夏季における一斉の「打ち水」の実施 主に夏季において、年1回以上「打ち水」を実施するとともに、消費者に対し省エネルギーの推進を呼びかけていること。</p> <p>エ 一斉ライトダウンの実施 店街等の加盟店が一斉にライトダウン等を実施していること。</p> <p>オ 加盟店共通金券システムの導入等による消費者のエコ活動実践促進 エコポイント制度等により、エコ活動を実施する消費者に対しインセンティブを付与する取組みを実施していること。</p> <p>カ その他 上記ア～オに準じた取組みであると会長が認める取組みを実施していること。</p> <p>・上記の項目の環境配慮行動を実施していること及び当該環境配慮行動がCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</p>	<p>各店舗で取り扱う主な環境配慮型商品等の名称</p> <p>LED照明の本数</p> <p>緑化等の方法及び面積</p> <p>打ち水の実施回数及び参加人数</p> <p>ライトダウンの実施回数、各回の消灯時間及び対象箇所数</p> <p>エコ活動を実施した消費者の延べ人数</p>

業種	取組内容	情報提供項目
<p>物産品小売店 (サービスエリア等)</p>	<p>下記(1)及び(2)のいずれかの取組みを実施すること。</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗において販売する次の品目のうち、半数以上の品の品目において、富山県産及び旬産(青果物に限る。)に関連する商品(⑤に掲げるその他加工食品・飲料については、富山県産の食材等を主原料とし、富山県内で製造されたものをいう。)を通年で取り扱うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①青果物(野菜、果物等)</li> <li>②穀物(米、麦等)</li> <li>③水産品(魚、貝類、干物等)</li> <li>④畜産品(肉、牛乳等)</li> <li>⑤その他加工食品・飲料</li> </ul> </li> <li>・富山県産及び旬産(青果物に限る。)に関連する商品を取り扱うこと及び当該商品の取扱いがCO<sub>2</sub>削減に寄与する理由を掲示すること。</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録を受けようとする店舗(以下この表において「店舗」という。)において次の食品ロス対策等の取組みのうち、2以上の取組みを通年で実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 値引き販売、季節商品の予約販売等、商品の売りきり</li> <li>② ばら売りや量り売りの実施、小容量商品の展開</li> <li>③ 納品期限の緩和、販売期限の延長</li> <li>④ 普及啓発の実施(使いきりレシピの提供、冷蔵庫確認の呼びかけなど)</li> <li>⑤ 廃棄量、売価変更率等の情報の店舗内共有</li> <li>⑥ フードバンク活動への協力</li> <li>⑦ 食品廃棄物のリサイクル</li> <li>⑧ その他、食品ロス及び食品廃棄物削減の取組み</li> </ul> </li> </ul>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県産及び旬産(青果物に限る。)に関連する商品を通年で取り扱う品目の数及び品目ごとの主な商品の名称</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品ロス対策等の取組みの実施数と具体的な取組み内容</li> </ul>
<p>その他の業種</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種、業態に応じた環境配慮型商品を取り扱い、上記に準じた取組みであると会長が認めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮型商品又は品目の数及び主な商品の名称</li> </ul>

別表4（第2条第4号関係）

下表の左欄に掲げる業種ごとに中欄に掲げる項目に取り組むとともに、原則として毎年1回、会長が別に定める期日までに右欄の項目について会長に取組実績等を情報提供すること。

業種	取組内容	情報提供項目
スーパー、ドラッグストア、生活協同組合、コンビニエンスストア	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録を受けようとする店舗において、プラスチックトレイの削減・転換に係る取組み(下表参照)を点数が4点以上になるように選択すること。</li> <li>選択した取組みについて自主目標を設定し、その達成に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックトレイの削減・転換に係る取組みの自主目標及びその年度の実績(下記参照)</li> </ul>
その他の業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種、業態に応じたプラスチックトレイの削減・転換に係る取組みを行い、上記に準じた取組みであると会長が認めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックトレイの削減・転換に係る取組内容及びその年度の実績</li> </ul>

(プラスチックトレイの削減・転換に係る自主目標及びその情報提供項目)

点数	取組み	情報提供項目
4	現状、プラスチックトレイで販売している品目を、自主目標 <sup>※1</sup> を定めてノートレイ(ばら売り、真空パック、ビニール袋、紙袋など)に転換していくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>ノートレイに転換する自主目標及び年度中にノートレイに転換した品目数</li> </ul>
3	現状、プラスチックトレイで販売している品目を、自主目標 <sup>※2</sup> を定めてエコトレイ(紙トレイ、バイオマスプラスチックトレイ、リサイクルトレイ)に転換していくこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>エコトレイに転換する自主目標及び年度中にエコトレイに転換した品目数</li> </ul>
2	その他、削減のための独自の取組みを実施すること(プラスチック量の少ない薄型トレイの利用 など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチックの削減につながる資料並びに削減の目標及び実績</li> </ul>
1	ノートレイ、エコトレイの活用に取り組んでいることをPRすること	<ul style="list-style-type: none"> <li>PRに取り組んだ実績</li> </ul>

※1 自主目標の例：3年後に30品目をノートレイに転換すること

※2 自主目標の例：エコトレイの使用率を現状の20%から3年後に30%に向上させること

(なお、自主目標が達成できなかった場合に登録が取り消しとなるものではない)

附 則

この要領は、平成25年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 22 日から施行する。